

令和5年度の水産金融施策について



水産庁 漁政部水産経営課長
魚谷 敏紀

「基金 now」をご覧の皆様におかれましては、日頃より、漁業信用保証保険制度の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

皆様が日々実感されておりますとおり、我が国の漁業を取り巻く環境は、海洋環境の変化などを背景とした主要魚種の不漁、ウクライナ情勢に起因する燃油や飼料価格の高騰などにより、厳しい状況が続いています。

こうした中、昨年3月25日に新たな水産基本計画が閣議決定され、水産に関する施策についての基本的な方針が示されました。本稿では、水産基本計画に即した水産金融施策の展開についてご紹介したいと思います。

1. 水産基本計画における三本の柱

水産基本計画においては、以下の三本の柱を中心に水産に関する施策を展開することとされています。

(1) 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

「新たな水産資源管理」の着実な実施を図るため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」（令和2年9月公表）に従って、資源調査・評価体制の整備を進めていくとともに、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で、科学的知見に基づく新たな資源管理を推進することとされています。また、その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響や原因を把握し、変化に応じた具体的な取組を進めていくこととされています。

(2) 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

① 漁船漁業の成長産業化

漁業現場に合わせたスマート水産技術の開発・現場実装を図るとともに、資源変動等の変化に適応可能な経営体の育成や漁船の脱炭素化等、漁船漁業の持続的

な成長に向け、沿岸、沖合、遠洋漁業ごとの課題に対応した具体的な取組を進めていくこととされています。また、不足する漁業人材を確保するため、水産教育の充実と若者に魅力ある就業環境等を整備するとともに、外国人材の受入環境の整備を図っていくこととされています。

② 養殖業の成長産業化

「養殖業成長産業化総合戦略」（令和2年7月策定、令和3年7月改訂）に基づく取組を着実に実施し、マーケットイン型養殖業の推進、ICT等を活用した生産性の向上、経営体の強化、輸出の拡大等、養殖業の成長産業化に向けた課題に対応した具体的な取組を進めていくこととされています。

また、ICTを活用した生産管理、省人化・省力化のための機器導入等といった養殖業者による成長産業化への取組の更なる推進や、環境負荷の低減が可能な大規模沖合養殖の促進を図っていくこととされています。

(3) 地域を支える漁村の活性化の推進

漁村の活性化を図るため、漁業実態に応じた漁港施設の再編整備を進めるとともに、拠点漁港等を核として、複数漁協間の広域合併や連携強化を進めることとされています。また、その際、海業（うみぎょう）などを行う漁協等と民間事業者間の連携により、漁業以外の産業の取り込みを推進するなど、漁村地域の所得向上に向けた具体的な取組を進めていくこととされています。

2. 令和5年度の水産金融施策

漁業経営に対する金融支援策としては、漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度の運用等において各種の措置を講じてきていますが、今回、上記1. でご説明しました水産施策の基本的な方針に即する形で、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」（漁特法）に基づく「漁業経営改善制度」につ

いて、所要の見直しを行いました。

「漁業経営改善制度」は、平成14年の漁特法改正により創設された制度で、漁業経営の改善に関する計画（改善計画）を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた漁業者等に対し、必要な資金融通の円滑化等の支援措置を講じるものです。具体的には、当該認定を受けた漁業者等は、(株)日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金（設備資金及び長期運転資金）や民間金融機関（漁業協同組合等）の漁業経営改善促進資金（短期運転資金）の借入れが可能となる他、漁業信用保証保険の優遇措置（てん補率の引き上げ）、国の補助事業による利子助成（漁業経営改善支援資金及び漁業近代化資金の実質無利子化）及び保証料助成（漁業信用基金協会の債務保証を利用する場合の保証料を助成）の支援が受けられることになっています。「改善計画」に係る認定を受けるためには、農林水産大臣が定める「漁業経営の改善に関する指針」（改善指針）に照らし、適切な計画であることが必要となりますが、「改善指針」には、個々の漁業者等が実現しようとする具体的な経営の向上の目標に係る基準値が定められています。この基準値は、「改善指針」に規定されている「改善計画」の3つの類型毎に異なっていますが、3つの類型のうち、これまでの認定実績のほとんどを占める「一般型」においては、5年間の計画期間において、減価償却前利益等の伸び率「15%以上」の実現を目指すことが基本となっています。今回の見直しでは、「一般型」の「改善計画」

のうち、水産基本計画の方針に合致し、かつ、チャレンジ性が高いと認められる以下の①～⑥のいずれかの取組を行いつつ経営の改善を進めようとするものについては、減価償却前利益等の伸び率に係る基準値を「5%以上」とすることとしました（図参照）。

- ①新規事業の実施
- ②新たな技術・手法の導入
- ③新たな資源管理の実施
- ④環境に配慮した事業活動の実施
- ⑤新たな販売手法の導入・販路の開拓
- ⑥組織再編又は他の事業者との連携強化

この見直しの背景には、近年の厳しい経営環境を受け、減価償却前利益等の伸び率15%以上の実現を目指す「改善計画」の作成が実態として難しくなってきたという現状認識があるのですが、そのような中、特定の取組を行うものについて、目標に係る基準値を一定程度下げることにより、水産基本計画の方針に合致する取組が個々の漁業者ベースで実施されることを促す観点から措置したものです。

見直し後の制度は、令和5年4月1日から運用されています。基準値の見直しにより、従前と比較して「改善計画」が作成しやすくなるものと思われますので、経営の改善に取り組もうとされている漁業者等の皆様には、積極的に本制度をご活用いただきたいと考えているところです。なお、制度の詳細については、水産庁のウェブサイト（<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kaizen/index.html>）をご参照いただければと思います。

【漁業経営改善制度の見直しについて】

○現状及び新たな水産基本計画に定められた水産施策の基本的な方針を踏まえ、漁業者に新たな分野へのチャレンジを促進できるような制度（改善指針）の見直しを行うこととする。

- ・海洋環境の変化も踏まえた新たな水産資源管理の着実な実施
- ・スマート水産技術の開発・現場実装等による漁船漁業の成長産業化
- ・ICT等を活用した生産性の向上、輸出の拡大等による養殖業の成長産業化
- ・海業の振興等による漁村の活性化の推進

等



具体的な見直し内容

「一般型」において、水産基本計画の方針に合致し、かつ、チャレンジ性が高いと認められる取組（下表）のいずれかを行いつつ経営改善を進めようとするものについては、計画期間（5年間）での減価償却前利益等の伸び率に係る基準値を5%以上とすることとする。

対象とする取組	具体的な取組例
新規事業の実施	海業への新規取組、他の漁業種類への着手・転換、多目的漁船の導入
新たな技術・手法の導入	スマート水産技術の導入、生産履歴のデジタル化
新たな資源管理の実施	TAC魚種の拡大/IQ管理の導入への対応
環境に配慮した事業活動の実施	人工種苗や配合飼料への転換、水産エコラベル認証の取得、海洋ごみの持ち帰り処分
新たな販売手法の導入・販路の開拓	輸出、ネット直販、販売先の分散化
組織再編又は他の事業者との連携強化	合併、事業譲渡、分社化、事業承継、作業の共同化、他事業者との連携